

議員（隅岡 美子）

失礼致します。11番、隅岡美子でございます。順次、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でよろしくお願い致します。

質問は1点で、障害のある方などの選挙支援カードの導入についてであります。

全ての町民は選挙で投票する権利を持っています。しかし、選挙権があってもそれを行って来ず、投票行動に参加出来ない方々がいらっしゃいます。その代表格が重度知的や重度身体障害を持たれた方々でございます。投票するまでのハードルは、健常者に比べれば格段に高いことは確かでございます。投票所のような場所に1人でいるとパニックのような状態になってしまうと言います。また、投票所のスタッフにうまく説明が出来ずに投票を諦めて途中で帰ってしまうと考えられます。そのハードルを低くするのに役立つのが投票支援カードでございます。実際に使用している自治体があります。この投票支援カードを導入している市町村は札幌市、狛江市、安来市、各務原市、足立区などがあります。例えば、札幌市で導入されております選挙支援カードは大きさはA4サイズで、カードというには少し大き目のこのシートには3つの質問が書かれております。

まず1. 会話が出来る。メモが出来る。指差しが出来るのどれかに丸をします。次に2. 投票場内の道案内が必要か。3. 自分で投票用紙に書くことが出来るのかという質問に、それぞれ「はい」か「いいえ」で答えます。また、質問1で会話出来る。メモが出来る。指差しが出来る。どのようなコミュニケーション方法が良いかを伝え、質問2では、付添いが必要かどうかの意思表示をします。さらに質問3では、代理投票の申請を希望するかどうかを伝えられるようになっております。

そこで、お伺い致します。町のお考えをお伺い致します。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の選挙支援カードの導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

選挙支援カードは、投票所や期日前投票所において代理投票又はその他の支援が必要な方で、口頭による申出が困難な方に使用して頂くもので、一定の障害を持った選挙人の円滑な投票に資するものとして有効なコミュニケーションツールの一つでございます。カードの記載内容や体裁につきましては、自治体によって異なりますが、主な対応の流れとしまして選挙人が投票所においてカードを提示した場合、その記載内容等に従って、事務従事者が必要な支援を行うものです。また、議員ご紹介の東京都の狛江市の事例によりますと、まず代理投票の必要な有無を示し、受付、名簿対照、投票用紙交付、投票記載所や投票箱への投函等、細かな場面ごとの選挙人の動作とそれに対する事務従事者の対応を示しており、それらに応じて選挙人に配慮すべき事項を記載することができ、場面に応じたきめ細かな配慮を行うことが出来ます。

現在、本町におきましては、選挙人に何らかの支援が必要な場合、事務従事者によ

る人的介助を積極的に行っており、必要に応じて筆談等の対応をとることを想定して人員を配置しております。これまでのところ、このような対応について、不都合があった旨の報告は受けておらず、円滑な投票場運営が出来ていると考えております。なお、中讃地域の2市2町における対応状況を確認したところ、選挙支援カードを導入している自治体は今のところございませんでした。

本町としましては、障害のある方等の投票について、より一層のきめ細かな支援が可能となるよう、選挙支援カードに限らず、有効な手だてを模索するとともに他自治体の動向を注視し、引き続き、様々な状況下にある方々の投票機会の確保に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほど町長からのご答弁の中から何点かについて質問をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、文章の中にもございました代理投票についてとはどういうことなのかお伺い致します。よろしくご答弁お願い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

代理投票でございますが、公職選挙法第48条に代理投票として、代理投票を申請することの出来る選挙人は、心身の故障、その他の事由、例えば字の読み書きが出来ないなどのために投票用紙に候補者の氏名等を書くことの出来ないものに限っております。これは主に身体障害者に限らず、投票所に来たものの、当然どうしていいかわからない。投票所で自分で書くことが出来ないという方を想定しております。当然ながら、意思表示が出来ない方は、投票することが出来ないこともありますので、あくまで自分で投票用紙に名前を書くことが出来ない方が、代理投票を申請することが出来ます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

代理投票のことをご説明して頂き、有難うございました。

具体的には代理投票は、先ほど総務課長が言われたとおりでございます。で、実際に投票する場面を想定しますと、どういう風な場面を想定、実際に投票して選挙の補助の方が何人で対応してどのような対応をしてくれて、最後に投票が出来るということまでの行動パターンはどのような風になるのでしょうか。お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

代理投票の流れですが、まず受付のところに、あくまで本町の事例のことで申しますと、多分恐らく、単独で1人で来る方は、現実的にはほぼいらっしゃいません。付添いの方とかが一緒に来られて、代理投票したいんだっていうことをご本人というよりも介添え者の方が来ることが多いです。それで一緒に来られた方が、その投

票所で投票権を有している方ならば、一緒に投票という形で中に入ることは出来ませんが、その介添えで来た方が当該選挙区の選挙人でない場合は、そこから先の受付以降の投票所に立ち入ることは出来ませんので、部屋の外ですけどそこで待つて頂くようになります。そこから初めて本人様の名前確認とかした後に、そこで代理投票がしたいということは明確でございますので、職員が2名、これは投票管理者が、事務従事者の中から2名、補助者として選任するようになります。この場合は、投票管理者及び投票立会人の選任することは出来ません。事務従事者から2名、付添いすることがあります。当然、足が悪いとか色々な事情がありますので、投票用紙をお渡し、または手に持って記載台のところまで行きまして、そこで、どうしたいのか誰に投票したいのかという意味確認をします。その中で、もちろん、言葉で発することが出来れば、それで聞くことが出来ますし、言葉が発せられない方は、名簿を2人とか3人やったら、お名前を見せて、どの方ですかという風なして、指差し確認でも結構です。それを、一方の補助者の方が名前を記載致します。それで、選挙人の方にこれでよろしいですかということで、目視でとか指でオーケーとかつていうことを確認致します。それで、その投票用紙を当人が、投票函に入れられるものなら当人が入れますが、入れることが出来ない場合は、代わって補助者の者が投票函に入れるようになります。あくまで、先ほど申しましたように選挙人の意思というものが必ず必要ですので、そこで意思表示が明確化されない場合は、投票が出来ないこともあるかも分かりません。あくまで選挙人の意思を十分に慎重丁寧に確認しながら、間違いのないように補助者が名前を書いて投票函に入れるまでのことをしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

総務課長、有難うございました。

補助に2人付くということが分かりました。で、1人は言われましたように、誰に投票するのかを確認して、代わりに投票用紙に書く人です。もう1人の方は、伝えたとおりに間違いなくこの方に書かれているかを確認するのがあと1人で、それぞれ分担を役割して補助に付きますよね。言われたとおりでございます。誰に投票していいか分からない時は、その候補者の名前を書いた順に読み上げたり、先ほど申しましたように指差しで確認をしたり、それでも難しかったら、うなずいたり瞬きをしたりということで、合図をすることが出来ると聞いております。実際にそれと自分が誰に投票したいのか、誰に投票するのかを、忘れてら困るので、忘れないように書いたメモを持ち込むというのは、この場合、代理投票の場合は可能なんではないかな。そこを1点、教えて下さい。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

誰に投票したいか、投票所にメモ、大きいこういう紙片程度のものであれば、立候

補者の名前を書いて来ることは可能です。これは代理投票に限らず、一般の選挙人の方であっても、ちょっと外れますが高齢者の方でも、ちょっと私覚えが難しいんだ、この方に入れたいんだという方はそういう紙片を持って来る場合もあります。それは持ち込んで頂いても構いません。ただし、それを投票所の中で他者に見せるような行為は慎んで頂きたいこと。さっき言ったように大きい紙にどんと書いているのはよろしくないこと。それとその紙が投票函に入ることのないように注意はしております。ですから、入ってきた時に一般の方であれば、投票記載台のところまで、紙をあえて書くのは、一応それは認められておりますから大丈夫です。そのあとに、その紙は出来たら、ポケットに仕舞って下さいねということはあるんですけども、それは、一般の方でも紙に書いて来ることは結構です。もちろん、代理投票をされる方は、自分の意思が十分に伝わらないという可能性がありますので、そういう紙片をもし入る前に誰かに書いてもらったかも分かりませんが、持ってするという事は可能でございます。あくまでもその紙に、この方でいいんですねっていう意思表示が明確というのはやっぱり必要にはなるのですが、そういう紙を持ち込むことは可能でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

一般の方も持ち込むことが出来るということですよ。それはびっくりしたんですけど、そうなんやと思ひまして、有難うございました。それで先ほど選挙支援カードということで映像の方をお願いします。選挙支援カードということで、プリントアウトしてまいりました。こういったカードA4です。もうただA4にずっと書いとるだけなんで、1番、2番、3番と今、私が読み上げたことで、選挙支援カードについて、このカードを投票所の人に渡すと係の人が付添いや投票用紙に代わりに書いてくれます。あなたについて、次の2番に当てはまるものに丸をして、投票所の人に渡してくださいと。ずっと行きますと次、2番。手伝って欲しいことを教えて下さい。出来ることを教えて下さい。お話が出来る。メモが出来る、指差しが出来る。次、投票所内の付添いが必要ですか。はい。（付き添ってもらおう。）いいえ。（1人で大丈夫。）で、自分で投票用紙に書くことが出来ますか。はい。（自分で書ける。）いいえ。（代わりに書いてもらおう。）そして、最後のところに、ずっと行きますと気をつけて欲しいことという欄がございます。先ほど言ったように、自分はこれをして欲しいということで赤で丸をつけて下さっておりまして、最後に気をつけて欲しいことのところに、小さい字で申し訳ないです。読みます。大きな声で話しかけると、びっくりします。また、字が書けないので、代理投票をお願いしますということで、これは事前に書いて来るカードですので、こういったことも分かりやすく書いてもらおうと、大変スムーズに行くんでないかなと思っております。映像は有難うございました。いいです。また先ほどのことで、今まで本町におきまして、障害者と一口に言っても大きく分けるん

じゃなくて細かく分けると、知的・身体・聴覚・視覚、そういった方々の中で、まず視覚、一つずつ申し上げると時間があれなんで、例えば、視覚に障害のある方々の投票は、今まで本町であったんでしょうかね。よろしくをお願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の視覚障害者の投票のことについてのご質問に答弁させていただきます。ここ近年は、視覚障害者、いわゆる点字投票のことだと思うんですが、ここ数年、5年以上はちょっと、私も経験がございません。でも過去には、私もその点字投票、をしたことで、私が投票場にいる時に経験したことがございます。過去には間違いなくあります。その件につきましては、全ての投票所に点字投票は幾つか用意してございます。ですので、それにつきましても来た時には対応は出来ます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

点字の機会を設置している。また、普段使っている点字の機械を持って行ったりすることが出来るし、お借りすることが出来るということで、そういった工夫をしております。この視覚障害者のある方の投票は、付添いとか手助けの方も家族で介助する方も一緒に投票所の中に入れるということで、そのように聞いております。例えば、補助犬なんかの場合はどういう風になるんでしょうかね。答弁をお願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

補助犬につきましては今まで経験がございませんが、補助犬につきましては基本的には、どこでもって言い方おかしいですけど、付いていけると認識しておりますので、もし補助犬と一緒に来た場合は、必要であるならば投票所の中についても一緒に歩いてもらっても差し支えないものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

次に、聴覚障害のある方の投票でございます。困ったことを声で伝えることが難しい人、投票所によっては、筆談やコミュニケーションボードを使って対応してくれるところもあります。介助する人、付添いの人も入ることが可能となります。希望すれば、投票所の係の人や付添いや必要な手助けを頼むことが出来ると考えております。ほとんどの投票所には、常時置いてるものとして、例えば、眼鏡とか、その他にこういったものを常備しているんでしょうか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

眼鏡につきましては恐らくリーディンググラス、老眼鏡のことだと思います。それ

は、全ての投票所には用意しております。それは障害者のためというよりは、ご高齢の方とかで目の見えにくい方に配慮したものでございます。とりわけ障害者の方に対しての配慮と言いますのは、例えばスロープの設置でありますとか段差の解消であることはしておりますが、視覚障害者・聴覚障害者に対しましての特段の配慮と言いますか、それに対します準備物というのは、用意してございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

次に、お伺いしたい再質問です。身体に障害のある方の投票についてお伺い致します。これはなかなか1人で投票所に行くのが難しいので、介助する人について、ご家族の方に付き添ってもらうことが可能で、投票所の中に入ることが出来ると考えております。その身体に障害のある方の場合、やはり書く時に記載の台がガタガタして書きづらい場合とか、そういった椅子に座って書けるような低い台とかそういったものは、今まで身体障害のある方の投票についてそういったことが必要なことはありましたでしょうか。よろしくお願ひします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の質問に答弁させていただきます。

ただ今の質問は身体障害者の方についての投票の方法だと思っておりますが、身体障害者の方、我々が一般的に思うのは、車椅子に乗られて来ている方を想定しての話でございます。当然、介添え者の方もいらっしゃいますが、車椅子の場合ですと、歩行は投票所の中は、ご自分でも、又は我々の補助者という立場じゃなくても、ご案内することが出来ますので、そういう風にしてますが、車椅子用に低い記載台は用意してございます。ちょうど車椅子に合うようになっています。これは全ての投票所にございます。そこで書いて頂くようになります。その中で、力が入らないとかで記載台がぐらつくこともあろうかと思っております。その時は当然、職員のもものが2人位で、何を書いているか見ないように後ろとか下で記載台を押さえるというようなことはしております。今でもそういう風なことをしておりますので、問題はないとは思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

ご答弁の中から今、説明をして頂いた場面、場面に応じたきめ細かな配慮というのが、見てとることが出来ました。それで、答弁が重なるかも分かりませんが、今まではそういうことがなかったという最初のご答弁でございまして、どういう場面になったら、どのような介助が必要なのかっていう、その考え方をお伺いしたいと思うんですが。簡単で結構ですので、お示し下さい。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

困ったことということにつきましては、あくまで障害とかについての困ったことという問題で答弁をさせていただきますが、そもそも障害者の方、ある一定の条件がございますが、特別に障害を持たれている方は、郵便投票をすることも可能でございます。これは事前に申請が必要なのですが、これには一定の条件がございます。ちょっと今詳しい資料を持ち合わせておりませんが、そういう方は事前に郵便投票の申請があれば、郵便投票することが出来ます。又はかなりの障害がある方、又は介護度が高い方、施設に入所されてる方もございます。その施設につきましては、香川県が認定しております施設であれば、その施設で投票することが可能でございます。その他に投票所に来られる障害者の方、軽度な障害とは申しませんが、比較的そういう方達に比べれば、我々からしたら、自分で歩けないまでも介添え者がおれば、車椅子で来られる。支えてでも歩いて来られるという方でございますので、そういう意味ではコミュニケーションについてもかなりとれている障害者の方の部類だと思っております。そういう意味では、余り困ったことはございません。それにつきましても出来る限り、その方が何に困っているかというのは、親切・丁寧に聞きながら、出来るだけ投票が出来るように我々も介添えや力を貸して、これからもやってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁有難うございました。

今、総務課長ご答弁の中で施設で投票出来るということは承知をしております。施設は今のところ、本町では私の記憶では桃陵苑と青い鳥でなかったですかね。ちょっと間違うとったら申し訳ないです。桃陵苑と青い鳥でしょうかね、確認させて下さい。はい、分かりました。2ヶ所です。それで本当は、もう少し増やして欲しい要望があるんです。問合せや他にもこの施設は施設の中で投票出来るのかとか、そういうことがあるんですけど、この2ヶ所というのは、何で2ヶ所なんですかね。お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

町内ではその2ヶ所だけなのですが、あくまでこれは認可とかそういうものと言うよりも、管理者をその施設に置かなければいけないので、大きな病院であるとかは先ほど申しましたが、県の方に申請する必要がございます。あくまでその施設が、その行為を行うことが出来る。悪い言い方をすれば、やる気があるかどうかということが大きな問題になってくるかと思えます。我々も色んなところでやって頂きたいとは思っておるのですが、これは病院の方にして下さいとかっていうのはなかなか働きかけも難しい状況でございます。そういう意味で、今現在はその2ヶ所に留まっているという状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。よく分かりました。

本当は増やして欲しいのが、要望でございます。それで、私がちょっと心配しているのは、こういうことです。代理投票のことなんですけど補助するお2人は、投票場内の係の人と決まっております。家族や介助の人が代わりに書くことは出来ません。また、障害がある方や支援する側からは、係の人から投票したい人を大きな声で確認をされたり、また誰に投票したんて聞いたり、聞かれたり、周りに分かってしまうのではないかなって心配しておりますが、そういった投票所の係の人の配慮というのはされておるのでしょうか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

我々は公務員ですし、守秘義務もございます。誰が誰に入れたのか、誰が投票しに来たのか。そういうことも、あと口外することは言語道断でございます。当然のことながら誰が誰に入れたかっていうことは、周りの方に聞こえることはもちろん、話すことはございません。そういうことは職員として徹底して指導しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。安心を致しました。

それで選挙の支援カードのことに話を戻します。これは全ての本町で言うたら町民は選挙で投票する権利を持っております。しかし、選挙権があってもそれを行使出来ず、投票行動に参加出来ない人がいらっしゃいます。先ほど質問で言うたとおりでございます。以前、このことは、これまで知的障害者の方々、また認知症の方々の投票は不正防止の観点から、むしろ結果的に投票しないように仕向けられておりました。だが、これからはいかに投票してもらえるかという視点で、困難を抱える人でも投票出来る仕組みづくりに重点を置くべきだと私は考えます。公職選挙法が出来て70年経ちますが、知的障害者や精神障害者の投票が実質認められたのは2013年と、ごく最近でございます。実は、知的障害者や精神障害者は被後見人とも言われ、選挙権は認められておりませんでした。選挙権の行使は、基本的人権の中でも最も重要な権利であり、民主主義の根幹をなす事項の一つであることは、言うまでもありません。そのため、各地で選挙権の回復を求める裁判が起こされ、これを違憲と提訴した障害者らが続々勝訴し、2013年の公職選挙法改正で制限が撤廃されたのです。ただ、これは余りよく知られてない気も致します。そういったことで、これは公職選挙が出来て1950年の5月1日に施行されましたので、もう70年以上経っているということで、ようやく認められたということでございます。選挙、この方たちも1票を投じることによって自分の意思を表示出来る。社会のために役に立つ。本町で言いますと誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを目指していけるんじゃない

いかなって考えます。これからも、まだまだ、実際には、この選挙支援カードは余り広まってはいない状況でございますが、本日、私が質問をしたことによって一石を投じたように思っておりますので、是非、提案させて頂きたいと思います。

最後に、このことについて、町長のお考えをもう一度お伺い致します。

議長（村井 勉）

何が聞きたいんですか。

議員（隅岡 美子）

今のこの選挙支援カードについてでございます。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の再質問と言うよりも私の考えということだと思っておりますけども、今、縷々隅岡議員さんの方と私どもの総務課長との間の質問と答弁をずっと聞いておりまして、やはりそのような選挙支援ということ、これからも、もしそういう機会があれば、そういう方々にスムーズに投票が出来るような機会を設けていくということは、行政の責務だと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

町長の前向きなご答弁、感謝致します。有難うございます。

これで11番、隅岡 美子の一般質問を終わらせて頂きます。

執行部の皆様、ご答弁、誠に有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、11番、隅岡 美子 議員の質問を終わります。